

ラオス人民民主共和国  
特許，小特許及び工業意匠に関する政令  
No. 01/PM, 2002年1月17日

目次

第 I 節 一般規定

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 II 節 特許

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 III 節 小特許

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 IV 節 意匠

第 28 条

第 29 条  
第 30 条  
第 31 条  
第 32 条  
第 33 条  
第 34 条  
第 35 条  
第 36 条  
第 37 条

第 V 節 侵害者への対処

第 38 条  
第 39 条

第 VI 節 最終規定

第 40 条  
第 41 条  
第 42 条

## 第 I 節 一般規定

### 第 1 条

本政令は、ラオス人民民主共和国において、特許、小特許及び工業意匠(以下、意匠という)を保護するため、発明、技術移転、科学的及び技術的研究開発を奨励するため、国内及び外国との商取引及び投資を刺激し、かつ、促進するため、並びに工業所有権の侵害及び不法事業慣行に対処するために公布される。

### 第 2 条

ラオス人民民主共和国政府は、法律及び規則に基づいて、特許、小特許及び意匠を管理し、かつ、保護する。

### 第 3 条

如何なる特許、小特許及び意匠も、ラオス人民民主共和国において、又はラオス人民民主共和国を拘束する国際登録局に登録されている場合は、保護することができる。

### 第 4 条

適法な科学的研究、生産、商業及びサービス活動を行う個人又は法人、及び外国人であって当該活動に従事する者は、科学技術環境庁において、又はラオス人民民主共和国を拘束する何らかの条約により設立された国際登録局において発明、考案及び意匠を登録する権原を有する。

ラオス人民民主共和国において発明、考案及び意匠の登録を請求する外国の個人又は法人は、ラオス人民民主共和国において認可された代理人を有することができる。

### 第 5 条

特許、小特許又は意匠の所有者は、他人がラオス人民民主共和国において当該特許、小特許又は意匠を使用することを許可する前に、書面での宣言により科学技術環境庁に通知しなければならない。

如何なる個人及び法人も、ラオス人民民主共和国において保護されている特許、小特許又は意匠を使用する前に、所有者の許可を得なければならない。

特許、小特許又は意匠の所有者以外の者による、特許された発明、考案又は意匠のラオス人民民主共和国における実施は、所有者の合意を必要とする。

## 第 II 節 特許

### 第 6 条

本政令の適用上、「特許」とは発明を保護するために付与された権利をいい、「発明」とは発明者の着想であって、技術分野における特定の問題を実際に解決することを可能にするものをいう。

### 第 7 条

如何なる発明も、それが新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能である場合は、保護を受けることができる。

如何なる発明も、それが、世界の何れかの場所で有形の刊行物により又は口頭開示により、発明を主張する出願の出願日又は該当する場合は優先日の前に使用又はその他の方法で公衆に開示されたあらゆる物から成る先行技術により予測されていない場合は、新規である。

如何なる発明も、それが、発明を主張する出願に関連する先行技術に鑑みて、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するとみなされる。

如何なる発明も、それが、工業、手工芸、農業、漁業及びサービスの分野で使用可能である場合は、産業上利用可能であるとみなされる。

### 第 8 条

個人及び法人は、科学技術環境庁又はラオス人民民主共和国を拘束する国際登録機関により登録された発明の場合は、特許を受ける権利を有する。

### 第 9 条

特許を受ける権利は、発明者に属する。

- － 2 以上の者が共同で発明をした場合は、特許を受ける権利はそれらの者の共有とする。
- － 2 以上の者が独立して同一の発明をした場合は、最先の出願日又は優先権が主張されているときは最先の優先日を有する出願をした者が、当該出願が取り下げられず、放棄されず又は拒絶されない限り、特許を受ける権利を有する。
- － 発明が雇用契約の実施中になされた場合は、別段の契約条項がない限り、特許を受ける権利は、使用者に属する。

発明者は、特許証において発明者として記名されるが、ただし、自ら署名し、登録部に宛てた特別な宣言書において、記名されることを望まない旨を述べた場合は、この限りでない。発明者が他人に対し当該宣言をする旨の約束をした場合は、その約束は法的効力を有さない。

### 第 10 条

次の発明は、特許保護の対象としない。すなわち、発見、科学的理論及び数学的方法、事業を行い、純粋に精神的な行為をし、又はゲームをするための計画、規則又は方法、人間及び動物の体の治療方法、公共の秩序又は国の文化的倫理性に反する発明。

### 第 11 条

特許出願は、登録部にするものとし、願書、(発明の)説明、1 又は複数のクレーム、必要な

場合は1又は複数の図面、及び要約を含まなければならない。

－ 願書は、特許の付与を求める請願、出願人、発明者及び代理人(あれば)に関する名称及び他の所定のデータ、並びに発明の名称を含まなければならない。出願人が発明者でない場合は、出願人の特許を受ける権利を正当化する陳述書を願書に添付する。

－ 説明は、当該技術における通常の熟練者が発明を実行できる程十分に明瞭かつ完全な方法で発明を開示し、特に、発明を実行する上で出願人に知られている少なくとも1の態様を表示しなければならない。

－ クレームは、保護を求める事項を明瞭かつ簡潔に限定するものとし、説明により裏付けられなければならない。

－ 図面は、発明の理解に必要なときに要求される。

－ 要約は、単に技術情報の目的に資するのみである。特に、保護の範囲の解釈のために要約が考慮されることはない。

出願人は、出願が特許付与の状態になるまでは、係属期間中のいつの時点でも、出願を取り下げることができる。

## 第12条

出願は、1の発明のみに、又は結合されて単一の包括的発明概念を構成する1群の発明に関わるものとしなければならない。

出願が特許付与の状態になるまでは、出願人は出願を補正することができるが、当該補正は、当初の出願における開示を超えてはならない。出願が特許付与の状態になるまでは、出願人は、出願を2以上の出願に分割する(「分割出願」)ことができるが、ただし、分割出願の各々が当初の出願における開示を超えないことを条件とする。各分割出願は、当初の出願の出願日及び該当する場合は優先日を保持することができる。

前記にいう発明の単一性要件を満たさなかった出願に特許が付与された事実は、特許無効の理由とはならない。

## 第13条

出願人は、工業所有権の保護に関するパリ条約に規定されている通り、同条約加盟国において、又はその国について出願人又はその前権利者がした1又は複数の先の国内、地域内又は国際出願の優先権を主張する宣言を含めることができる。

出願が優先権の宣言を含む場合は、登録部は、出願人に対し、先の出願の謄本であって、出願先の特許庁が正確と認証したものを、所定期限内に提出するよう請求することができる。当該宣言の効果は、パリ条約に規定される通りである。本条及び関連する規則に基づく要件が満たされていないと登録部が認める場合は、前記宣言はなされなかったものとみなされる。

## 第14条

出願人は、登録部の請求があったときは、外国においてされた特許出願であって、特にラオス人民民主共和国にされた出願におけるものと同一の発明に関するものがある場合は、その出願日及び番号を提供しなければならない。外国出願の1に関する書類は、次の通りである。

(a) 外国出願に関して行われた調査又は審査の認証された結果の謄本

(b) 外国特許に基づいて付与された特許の謄本、又は

(c) 外国出願で請求された特許付与を拒絶する最終決定の謄本

## 第 15 条

出願が本政令第 11 条にいう要件を満たしている場合は、登録部は、出願受領の日を出願日として付与する。

出願が前段落にいう要件を満たしていなかった場合は、登録部は、出願人に対し、必要な訂正を提出するよう要請し、必要な訂正の受領日を出願日として付与するが、訂正がされない場合は、出願はされなかったものとして扱う。

## 第 16 条

審査の後出願が本政令のすべての条件を満たしている場合は、登録部は、出願人に対し、所定の手数料を納付するよう通知し、公衆に公告し、特許付与証を交付する。

出願が拒絶された場合は、登録部は、その最終決定を出願人に通知する。

## 第 17 条

特許は、出願日後 20 年で満了する。特許を維持するためには、特許所有者が予め年金を納付しなければならない。

－ 特許所有者が予め年金を納付しない場合は、特許出願は取り下げられたとみなされ、又は特許は失効する。

－ 登録部は、特許所有者が納付延滞を生じた事情を示さない限り、6 月の猶予期間を許容する。

## 第 18 条

特許所有者は、自己の特許発明を、次の 2 の選択肢により実施する権利を有する。

(1) 特許が製品に関して付与されている場合は、製品を製造し、輸入し、貯蔵し、その販売の申出をし、販売し、使用すること

(2) 特許が方法に関して付与されている場合は、その方法を使用し、又は製品の製造、輸入、貯蔵、販売申出、販売及び使用の手続に関する行為の何れかを行うこと

## 第 19 条

特許所有者は、自己の合意なしに特許を実施して侵害する者又は法人に対して訴訟を提起する権利を有するが、その権利は、特許付与前に、自己が又は自己の同意により市場に投入した物品に関する行為、又は一時的にラオス人民民主共和国の領空、領域若しくは領海に侵入する輸送手段上での物品の使用、又は実験目的で行われる行為には及ばない。

## 第 20 条

特に国家の安全、栄養、健康、又は国家経済若しくは関連団体の不可欠な部門の発展に関するラオス人民民主共和国の権利及び公益の目的により、特許所有者又はその同意による実施の方法が反競争的であるとされた場合は、政府は、政府機関又は第三者を指定して、特許所有者の合意なしに特許発明を実施させることができるが、ただし、限定された実施の許可に従い、かつ、当該所有者へ適切な報酬の支払を条件とする。

## 第 21 条

特許発明が、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年のうち何れか遅い方の後も実施されず、又は不十分に実施されている場合において、登録部は、発明を局所的に実施し、又はラオス人民民主共和国へ輸入することが必要と認めるときは、強制ライセンスを交付することができる。ただし、発明特許の不実施又は不十分な実施を正当化する事情の存在を特許所有者が登録部に納得させる場合は、この限りでない。

強制ライセンスを交付する決定は、ライセンスの範囲及び機能、ライセンシーが特許発明の実施を始めなければならない期限、特許所有者に支払うべき適切な報酬額及び支払条件を定めるものとする。

強制ライセンスの受益者は、ライセンスを交付する決定に定められた条件に従って、ラオス人民民主共和国において特許発明を実施する権利を有し、特許発明を十分に実施しなければならない。

ある特許、すなわち「後の特許」にクレームされた発明が国内で実施できない場合は、後の特許が先の特許でクレームされた発明に関して相当な経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含むことを条件として、登録部は、後の特許の所有者の請求により、先の特許の侵害を回避するのに必要な範囲で強制ライセンスを交付することができる。

### 第 III 節 小特許

#### 第 22 条

本政令の適用上「小特許」とは考案を保護するために付与された権利をいい、「考案」とは自然法則を利用した技術的創作をいう。

#### 第 23 条

如何なる考案も、それが新規であり、産業上利用可能であり、物品又は物品の組合せの形状又は構造に関わるものである場合は、小特許の対象となる。

#### 第 24 条

小特許を受ける権利は、第 8 条及び第 9 条を準用する。発明は、第 10 条を準用して小特許の登録から除外される。小特許出願及び小特許取得のための考案の登録に関する他の手続は、本政令第 11 条、第 12 条、第 15 条及び第 16 条を準用する。

#### 第 25 条

小特許の検討又は付与の前はいつでも、考案登録の出願人は、自己の出願を特許出願に変更することができ、この場合、登録部は当初出願の出願日を付与する。

特許の検討又は付与の前はいつでも、発明登録の出願人は、自己の出願を小特許出願に変更することができ、この場合、登録部は当初出願の出願日を付与する。

#### 第 26 条

小特許は、出願日後 7 年で存続期間が満了する。小特許を維持するためには、小特許所有者は予め年金を納付しなければならない。

－ 小特許所有者が予め年金を納付しない場合は、小特許出願は取り下げられたとみなされ、又は小特許は失効する。

－ 登録部は、小特許所有者が納付遅延を生じさせた事情を示した場合を除き、6 月の猶予期間を許容する。

#### 第 27 条

小特許所有者の権利並びにラオス人民民主共和国の権利及び公益の目的は、本政令第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条を準用する。

## 第 IV 節 意匠

### 第 28 条

本政令の適用上「意匠」とは線又は色彩から成る構成物，又は線又は色彩と結合しているか否かを問わず立体形態のものであって，工業又は手工芸製品の型となり，又は当該製品に特別な外観及び訴求力を与え，かつ，視覚的に判断されるものをいう。

### 第 29 条

意匠は，それが新規である場合は，登録することができる。

如何なる意匠も，それが，世界の何れかの場所では有形の刊行物により又は使用その他の方法により，登録出願の出願日又は該当する場合は優先日の前に公衆に開示されていない場合は，新規である。

### 第 30 条

国家の文化的道徳規範及び公共の秩序に反する意匠は登録することができない。

### 第 31 条

意匠を受ける権利は，本政令第 9 条を準用して創作者に属する。

### 第 32 条

意匠登録出願は，次を含まなければならない。

- (1) 願書
- (2) 意匠を具現化した物品の図面，写真その他の図形的表示，及び意匠の使用対象となる製品の種類の指摘
- (3) 意匠が平面である場合は，意匠を具現化した物品の見本を添付することができる。
- (4) 出願人が創作者でない場合は，出願人の意匠登録を受ける権利を正当化した陳述書を願書に添付しなければならない。
  - － 2 以上の意匠を同一出願の対象とすることができるが，ただし，それらが物品の国際分類の同一の類，又は同一の組又は構成に関わっていることを条件とする。
  - － 出願時において，登録されたときの意匠の公告を，出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から 12 月を超えない期間延期することを求める請求を願書に含めることができるが，ただし，公告延期の期間中は，所有者は，自己の意匠を侵害する者又は法人に対して訴訟を提起する権利を有さない。
  - － 出願人は，出願係属中はいつでも，その出願を取り下げることができる。

### 第 33 条

出願が本政令第 32 条に定める要件を遵守している場合は，登録部は，出願の日時を付与し，かつ，出願受領書を交付する。

出願が前段落にいう要件を満たしていない場合は，登録部は，出願人に対し，必要な訂正を提出するよう求めて，最終的な訂正の受領日を以て出願日時を付与する。

### **第 34 条**

審査の後出願が本政令のすべての条件を満たしている場合は、登録部は、出願人に所定の手数料を納付するよう通知し、意匠登録証を交付する。登録証は公衆に公告され、又は請求があったときは、本政令第 32 条に従う登録出願が公告される。

出願が拒絶された場合は、登録部は、その決定を出願人に通知する。

### **第 35 条**

意匠は、出願日から 5 年で存続期間が満了するが、満了前 90 日以内に更新申請がされる場合は、5 年を単位として連続する 2 回の期間につき更新することができる。

### **第 36 条**

意匠の所有者は、自己の登録意匠を実施のために他人に移転させる権利を有するが、権利の移転は、後者の合意を必要とし、又は意匠登録部により承認されなければならない。登録意匠の実施とは、意匠に関する物品の製造、販売及び輸入をいう。

### **第 37 条**

意匠の所有者は、自己の合意なしに意匠を侵害する者又は法人に対して訴訟を提起する権利を有する。

## 第 V 節 侵害者への対処

### 第 38 条

所有者の合意なしに発明及び意匠を使用した個人又は法人は、特許に基づく権利を侵害したものとみなされる。

前段落にいう侵害者は、警告を受け、ラオス人民民主共和国の法律に従ってそのような場合における法的制裁を受ける。

### 第 39 条

第三者は、本政令に定める要件を満たしていない登録特許、小特許又は意匠の取消手続を登録部又は裁判所に提起することができる。

## 第 VI 節 最終規定

### 第 40 条

科学技術環境庁は、本政令の実施及び解釈を詳細な規則に組織化して、活動の効果的な管理及び根本的な運営を行うために関連する省庁との調整を図ることが委ねられている。

### 第 41 条

首相府、省、同等の機関、地方自治体は、よく認識した上で、本政令を厳密に実施しなければならない。

### 第 42 条

本政令は、その署名の日を以て効力を発する。